

活用業務届出書

企営 155500000578 号
2025年2月28日

総務大臣 殿

郵便番号 534-0024

(ふりがな) おおさかしみやこじまくひがしのだまち

住 所 大阪市都島区東野田町4丁目15番82号

(ふりがな) にしつっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

きたむら りょうた

代表取締役社長 北村 亮太

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の四の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

1. 業務の内容

西日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、全国のお客様からいただいたご要望に応じて、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合ったクラウドサービス※を当社が比較・選定し、当社がクラウドサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）から調達した上で、当社が設定した価格でお客様へ販売する。また、クラウドサービスの販売後に、お客様より寄せられる当該サービスに係る各種お問い合わせ・要望・苦情の受付・回答、サービス提供事業者へのお客様対応状況報告、必要に応じたお客様情報の引継ぎを実施する。

※クラウドサービス

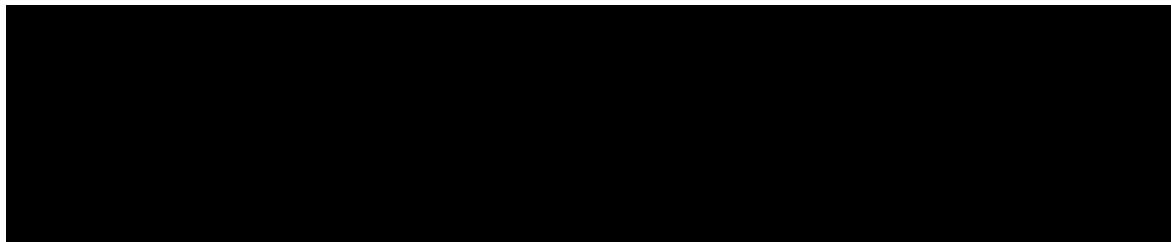
サービス提供事業者のサーバ設備及びアプリケーション等により提供されるクラウドサービス。当該事業者がサービス提供に用いる設備は、当社のIP通信網及びLAN型通信網等を必須とせず、当該事業者が選定するものである。

また、当該サービスはサービス提供事業者の定める提供条件や契約約款等に基づきお客様へ提供される。

2. 業務の開始時期

2025年4月1日（予定）

3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料のとおり。

4. 所要資金の額及びその調達方法

(1) 所要資金
[REDACTED]

(2) 調達方法
なし

5. 業務を営む理由

従来、お客様が情報通信システムやネットワークを構築する際は、様々なサーバ機器やソフトウェアをSIerやベンダから購入し、お客様が自らの資産として保有する形態が主流であった。

近年のクラウド化に伴い、サーバはパブリッククラウドへ、ソフトウェアはSaaSへと変化し、様々な企業からクラウドサービスとして提供されるものが増加している。この場合、クラウドサービスは、SIer等が提供元から調達し、SIerの自社サービスや保守と組み合わせて、お客様へ提供される。

当社に対しても、お客様からクラウドサービスの取扱いを要望されるケースが増加傾向にあり、対象のクラウドサービスは、お客様の事業規模や属する業界等により多岐にわたっている。

こうしたニーズに当社としても対応していくために、全国のお客様からいただいたご要望に応じて、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合ったクラウドサービスを当社が比較・選定し、当社がサービス提供事業者から調達した上で、当社が設定した価格でお客様へ販売する業務を行うこととしたものである。

6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

(1) 設備

サービス提供事業者及びお客様が当社のIP通信網サービス及びLAN型通信網サービスを利用する場合、IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスの提供に関する業務を営むために保有する設備。

(2) 技術

現在、IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスの提供に関する業務を営むために保有する技術。

(3) 職員

現在、IP通信網サービス及びLAN型通信網サービスの提供に関する

る業務を営むために保有する職員。

7. 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要かつ不可欠な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

(1) ネットワークのオープン化

本業務は、サービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものである。また、当該事業者がサービス提供に用いる設備は、当社のIP通信網及びLAN型通信網等を必須とせず、当該事業者が選定するものである。加えて、本業務において、お客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することはない。

(2) ネットワーク情報の開示

本業務は、サービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものである。また、当該事業者がサービス提供に用いる設備は、当社のIP通信網及びLAN型通信網等を必須とせず、当該事業者が選定するものである。加えて、本業務において、お客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することはない。

(3) 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務は、サービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものである。また、当該事業者がサービス提供に用いる設備は、当社のIP通信網及びLAN型通信網等を必須とせず、当該事業者が選定するものである。加えて、本業務において、お客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することはない。

(4) 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（令和6年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) 顧客情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

なお、本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

（5）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考えである。

また、コスト配分については電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、クラウドサービスの調達コスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を上回るよう算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

(6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務は、サービス提供事業者のクラウドサービスを当社が販売するものである。また、本業務において、お客様が当該サービスを利用する際のアクセス回線を当社が制限することはない。したがって、他の事業者においても、当該サービス提供事業者から販売を受託する等により、実施可能な業務である。

また、本業務を営む上で、「N T T東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続及び営業面等での連携は当面予定していない。

本業務の実施にあたっては、全国のお客様からいただいたご要望に応じて、お客様のニーズ（機能や仕様、価格）に合ったクラウドサービスを当社が比較・選定し、お客様へ提案の上、提案内容がお客様により承諾された場合には、当社がサービス提供事業者から調達する。

本活用業務の実施にあたり、当社が特定のサービス提供事業者を不当に優遇することはない。

なお、法人市場は、通信事業者だけでなく、国内外のSIerやベンダ、大規模プラットフォーマー等を含む様々なプレイヤーが、SIやクラウド、通信サービス等のサービスを組み合わせて提供しており、ネットワークサービス以外のレイヤでの競争が激化している。お客様は最適なサービスをより安価に提供できる企業を選定するため、一般的に複数企業から提案を受ける。その際、当社が特定のサービス提供事業者を不当に優遇するような内容を提案することは、お客様ニーズとの不一致や価格上昇を招き、競争に劣後することになる。

(7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、本業務を実施しても電気通信事業の公正競争の確保に支障を及ぼすおそれはないと考える。

添付資料

収支算定・費用算定の考え方

収支算定・費用算定の考え方

【収入】

算定方法

お客様毎の他社クラウドサービスの販売額の総計

【費用】

	算定方法
他社クラウドサービス 調達コスト	他社クラウドサービスの調達コストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費